

四 作業環境について行うデザイン及びサンプル

五 登録

六 作業環境について行う分析

（登録）

第五条の三 前条の登録（以下この条から第五条の十四までにおいて単に「登録」という。）は、第五条の五第一項第一号に規定する該当科目を開設しようとする大学等の設置者の申請により行う。

登録の申請をしようとする大学等の設置者は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 大学等の名称、所在地及び設立年月日

二 大学等の設置者の名称

三 第五条の五第一項第一号に規定する該当科目を開設する年月日

四 第五条の五第一項第一号に規定する該当科目の名称、範囲、履修方法、時間及び試験方法並びに該当科目を有する学科又は訓練科の名称及び設置年月日

五 第五条の五第一項第一号に規定する該当科目を担当する大学等の教員又は職業訓練指導員（以下「教員等」という。）の氏名、略歴及び担当する該当科目並びに専任又は兼任の別

六 学生又は訓練生の定員（学科又は訓練科別）

七 教育上又は訓練上必要な機器、設備、標本及び図書の種類及び数

前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 大学等の概要（設立の目的を含む。）を記載した書類

二 寄附行為又はこれに準ずるもの及び登記事項証明書

三 維持経営の方法を記載した書類

四 大学等の入学資格又は入校資格を記載した書面

五 施設の面積を記載した書面、配置図及び平面図

第六条の四 第五条の十二の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない大学等の設置者は、登録を受けることができない。

第五条の五		厚生労働大臣は、第五条の三の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件すべてに適合しているときは、第一号に規定する該当科目を開設する事業年度の初日にその登録をしなければならない。	
科目	条件	一 大学等が開設する科目が、第五条の二各号に掲げる科目に該当するものであつて、厚生労働大臣が定めるところにより行われるもの（以下「該当科目」という。）であること。	二 教員等の資格及び専任の教員等の数は、次に定めるところによること。
作業環境及イデ執行に	作業環境及イデ執行に	一 学校教育法による大学又は高等専門学校において理科室系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後三年以上労働衛生の実務又は研究に従事した経験を有するもの 二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者	一 教員等は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者であること。 イ 教員等は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者であること。
シザうてつ境	シザうてつ境	一 第一種作業環境測定士として三年以上作業環境測定の実務に從事した経験を有する者の知識経験を有する者 二 第五条第一項第二号イ又はロに該当する者で、第一種作	一 労働衛生法関係令一般生管衛生工事労働衛生法 二 労働衛生法関係令一般生管衛生工事労働衛生法

業環境測定士となる資格を有するもの		三 前二号に掲げる者と同等以上 上の知識経験を有する者
評価	業環境の評価	作業環境評価
一 第一種作業環境測定士として三年以上作業環境測定の実務に従事した経験を有する者	一 作業環境に付属する分析を行つて分類する	一 第一種作業環境測定士として三年以上作業環境測定の実務に従事した経験を有する者
二 学校教育法による大学又は高等専門学校において理科室の正規の課程を修めて卒業した者で、その後五年以上化學分析の実務又は研究に従事した経験を有するもの	二 作業環境に付属する分析を行つて分類する	二 学校教育法による大学又は高等専門学校において理科室の正規の課程を修めて卒業した者で、その後五年以上化學分析の実務又は研究に従事した経験を有するもの
三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者	三 作業環境に付属する分析を行つて分類する	三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者
四 教員等のうち二人以上は専任であること。	四 教員等のうち二人以上は専任であること。	四 教員等のうち二人以上は専任であること。
ハ ロの専任の教員等のうち、第一種作業環境測定士であるものが、作業環境測定を行つうことができる別表各号の作業場の種類ごとに、それぞれ少なくとも一人以上いること。	ハ ロの専任の教員等のうち、第一種作業環境測定士であるものが、作業環境測定を行つうことができる別表各号の作業場の種類ごとに、それぞれ少なくとも一人以上いること。	ハ ロの専任の教員等のうち、第一種作業環境測定士であるものが、作業環境測定を行つうことができる別表各号の作業場の種類ごとに、それぞれ少なくとも一人以上いること。
イ 第二条各号に掲げる機器	イ 第二条各号に掲げる機器	イ 第二条各号に掲げる機器
ロ 化学天びん、直示天びん又は電子天びん、乾燥機、純水製造装置、化学実験台、ドラフトチャンバー及び排気又は廢液の処理のための設備（分析を行う場合に有害物質を排出するおそれがあるとき有限る。）	ロ 化学天びん、直示天びん又は電子天びん、乾燥機、純水製造装置、化学実験台、ドラフトチャンバー及び排気又は廢液の処理のための設備（分析を行う場合に有害物質を排出するおそれがあるとき有限る。）	ロ 化学天びん、直示天びん又は電子天びん、乾燥機、純水製造装置、化学実験台、ドラフトチャンバー及び排気又は廢液の処理のための設備（分析を行う場合に有害物質を排出するおそれがあるとき有限る。）
ハ 試料採取機器	ハ 試料採取機器	ハ 試料採取機器
一 登録年月日及び登録番号	一 登録年月日及び登録番号	一 登録年月日及び登録番号
二 大学等の名称及び所在地	二 大学等の名称及び所在地	二 大学等の名称及び所在地
三 大学等の設置者の名称	三 大学等の設置者の名称	三 大学等の設置者の名称
(登録の更新)	(登録の更新)	(登録の更新)
第五条の六 登録は、登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。	第五条の六 登録は、登録は、登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。	第五条の六 登録は、登録は、登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。
2		
準用する。		
前三条の規定は、前項の登録の更新について		

第五条の七 登録を受けた大学等（以下「登録大学等」という。）は、正当な理由がある場合を除き、第五条の三第二項第三号から第七号までに掲げる事項に基づき、該当科目の実施に関する計画を作成し、これに従つて該当科目を開設しなければならない。

2 登録大学等は、毎事業年度開始前に、前項の規定により作成した計画を厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 登録大学等は、毎事業年度経過後一月以内に、その事業年度に実施した該当科目の結果について、次に掲げる事項を記載した書類を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 該当科目的名称、範囲、履修方法及び時間
二 該当科目的試験問題
三 該当科目的教員等の氏名
四 該当科目別履修者数
五 その他必要な事項

（変更の届出）

第五条の八 登録大学等は、第五条の五第二項第二号又は第三号に掲げる事項を変更しようとするとときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならぬ。

（該当科目の休廃止）

第五条の九 登録大学等は、開設している該当科目を休止し、又は廃止する場合は、あらかじめ、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならぬ。

（改善命令）

第五条の十 厚生労働大臣は、登録大学等が第五条の五第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録大学等に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（改善命令）

第五条の十一 厚生労働大臣は、登録大学等が第五条の七第一項の規定に違反していると認めるときは、その登録大学等に対し、該当科目を開設すべきこと又は該当科目的実施方法その他の業務の方針の改善に關し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(受験資格)
第十五条 法第十五条第三号の厚生労働省令で定

る者は、次とのおりとする。
一 学校教育法による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程以外の課程を修めて卒業した者（機構により学士の学位を授与された者（当該課程を修めた者に限る。）若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者又は当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。）で、その後三年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの
一 学校教育法による高等学校（旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校を含む。以下同じ。）又は中等教育学校において理科系統の正規の学科以外の学科を修めて卒業した者（学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百五十条に規定する者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。）で、その後五年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの
二 機構により学士の学位を授与された者（理科系統の正規の課程を修めた者に限る。）又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者で、その後一年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの
二の二 職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第九条に定める応用課程の高度職業訓練のうち同令別表第七に定めるところにより行われるもの（当該訓練において履修すべき専攻学科の主たる科目が理科系統の科目であるものに限る。）を修了した者で、その後一年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの
四 職業能力開発促進法施行規則第九条に定める専門課程又は同令第三十六条の二第二項に定める特定専門課程の高度職業訓練のうち同令別表第六に定めるところにより行われるもの（職業能力開発促進法施行規則等の一部を以下「旧能開規則」という。）別表第三の二六号において「平成五年改正省令」という。による改正前の職業能力開発促進法施行規則改正する省令（平成五年労働省令第一号。第六号において「平成五年改正省令」という。）及び職業訓練法施行規則及び雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（昭和六年七月一日能開規則）

号において、「昭和六十年改正前の職業訓練法施行規則」という。別表第一の専門訓練課程及び職業訓練法の一部を改正する法律(昭和五十三年法律第四十号)による改正前の職業訓練法(以下「旧職業訓練法」という。)第九条第一項の特別高等訓練課程の養成訓練を含む。(当該訓練において履修すべき專攻学科又は専門学科の主たる科目が理科系統の科目であるものに限る。)を修了した者で、その後一年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの

五 職業能力開発促進法施行規則第九条に定める普通課程の普通職業訓練のうち同令別表第二に定めるところにより行われるもの(旧能開規則別表第三に定めるところにより行われる普通課程の養成訓練並びに昭和六十年改正前の職業訓練法施行規則別表第一の普通訓練課程及び旧職業訓練法第九条第一項の高等訓練課程の養成訓練を含む。)(当該訓練において履修すべき專攻学科又は専門学科の主たる科目が理科系統の科目であるものに限る。)を修了した者で、その後三年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの

六 職業訓練法施行規則の一部を改正する省令(昭和五十三年労働省令第三十七号。第十七条第十二号において「昭和五十三年改正省令」という。)附則第二条第一項に規定する専修訓練課程の普通職業訓練(平成五年改正省令による改正前の同項に規定する専修訓練課程及び旧職業訓練法第九条第一項の専修訓練課程の養成訓練を含む。)(当該訓練において履修すべき専門学科の主たる科目が理科系統の科目であるものに限る。)を修了した者で、その後四年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの

七 職業能力開発促進法施行規則別表第十一の三の三に掲げる検定職種のうち、一級、二級又は単一等級の技能検定(当該技能検定において必要とされる知識が主として理学又は工学に関する知識であるものに限る。)に合格した者で、その後一年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの

八 八年以上労働衛生の実務に従事した経験を有する者

九 第十七条各号に掲げる者

十 その他前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働大臣

規定する環境計量士（濃度関係）（以下「環境計量士（濃度関係）」という。）の登録を受

(試験の科目)
第十六条 第一種試験の科目は、第一号から第四号までに掲げる科目及び第五号から第九号までに掲げる科目（以下「分析の技術に関する科目」と総称する。）のうち受験者があらかじめ選択する科目とする。
一 労働衛生一般
二 労働衛生関係法令
三 作業環境について行うデザイン及びサンプルリング
四 作業環境について行う分析に関する概論
五 別表第一号の作業場の作業環境について行う分析の技術
六 別表第二号の作業場の作業環境について行う分析の技術
七 別表第三号の作業場の作業環境について行う分析の技術
八 別表第四号の作業場の作業環境について行う分析の技術
九 別表第五号の作業場の作業環境について行う分析の技術
一 医師法（昭和二十三年法律第二百一号）
二 条又は歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）
二 学校教育法による大学若しくは高等専門学校を卒業し（機構により学士の学位を授与された者若しくはこれと同等以上の学力を有する者と認められる者又は専門職大学前期課程を修了した者である場合を含む。）、又は高等学校若しくは中等教育学校を卒業し（学校教育法施行規則第二百五十条に規定する者である場合又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者である場合を含む。）、かつ、計量注通商産業省令第六十九号）第五十条第一号に

規定する環境計量士（濃度関係）（以下「環境計量士（濃度関係）」という。）の登録を受

三 計量法第二百二十二条第一項の規定により環境計量士（濃度関係）の登録を受けた者で、前号に掲げる者以外のもの（作業環境について行うデザイン及びサンプリング、作業環境について行う分析に関する概論及び分析の技術に関する科目（別表第二号の作業場の作業環境について行う分析の技術を除く。）

四 診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第二条第二項に規定する診療放射線技師法（別表第二号の作業場の作業環境について行う分析の技術を除く。）を除く全科目

五 技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）第三十二条第一項の規定により登録を受けた技術士（化学部門、金属部門又は応用理学部門に係る登録を受けた者に限る。）作業環境実務に三年以上従事した経験を有するもの（作業環境について行う分析に関する概論及び分析の技術に関する科目（別表第二号の作業場の作業環境について行う分析の技術を除く。）

六 技術士法第三十二条第一項の規定により登録を受けた技術士（衛生工学部門に係る登録を受けた者に限る。）で、空気環境の測定の実務に三年以上従事した経験を有するもの（作業環境について行う分析に関する概論及び分析の技術に関する科目（別表第二号の作業場の作業環境について行う分析の技術を除く。）

七 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号）第二十二条の二第一項若しくは第五十条の二第一項の規定により選任されている核燃料取扱主任者若しくは同法第二十二条の三第三項の核燃料取扱主任者免状を有する者で放射性物質の濃度の測定の実務に三年以上従事した経験を有するもの又は同法第四十条第一項の規定により選任されている試験研究用等原子炉主任技術者若しくは同法第四十三条の三の二十六第一項の規定により選任されいた者で放射性物質の濃度の測定の実務に三年以上従事した経験を有するもの（分析の技術に関する科目

に関する科目（別表第二号の作業場の作業環境について行う分析の技術を除く。）を除く全科目

八 放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第三十四条第一項の規定により選任されている同法第三十条第一項の第一種放射線取扱主任者免状を有する放射線取扱主任者又は同項の第一種放射線取扱主任者免状を有する者で放射性物質の濃度の測定の実務に三年以上従事した経験を有するもの分析の技術に関する科目（別表第二号の作業場の作業環境について行う分析の技術を除く。）を除く全科目

九 臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第二条に規定する臨床検査技師で、空気環境の測定の実務に三年以上従事した経験を有するもの又は学校教育法による大学において作業環境に関する授業科目、統計に関する授業科目及び労働衛生関係法令に関する授業科目を修めて卒業したもの（当該授業科目を修めて専門職大学前期課程を修了したものと含む。）分析の技術に関する科目を除く全科目

十 臨床検査技師等に関する法律第二条に規定する臨床検査技師で、前号に掲げる者以外の労働衛生一般及び作業環境について行う分析に関する概論

十一 薬剤師法（昭和三十五年法律第八四六号）第二条の規定により免許を受けた者 全科目

十二 職業能力開発促進法施行規則第九条に定める専門課程の高度職業訓練のうち職業能力開発促進法施行規則別表第六の訓練科の欄に定める化学システム系環境化学科の訓練（旧能開規則第九条に定める専門課程、昭和六十一年改正前の職業訓練法施行規則別表第一の専門訓練課程及び旧職業訓練法第九条第一項の特別高等訓練課程の養成訓練のうち旧能開規則別表第三の一、昭和六十年改正前の職業訓練法施行規則別表第三の二及び昭和五十三年改正省令による改正前の職業訓練法施行規則別表第三の二（職業訓練法施行規則の一部を改正する省令（昭和五十一年労働省令第七号）別表号）附則第二条の規定による廃止前の特別高等訓練課程の養成訓練に関する基準等を定める省令（昭和五十年労働省令第十七号）別表を含む。）の訓練科の欄に掲げる環境化学科

の訓練を含む。）を修了し、かつ、職業能力開発促進法第二十一条第一項（同法第二十六条の二において準用する場合を含む。）に規定する技能照査（職業訓練法の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五十六号）による改正前の職業訓練法第十二条第一項に規定する技能照査を含む。）に合格した者 作業環境について行う分析に関する概論及び分析の技術に関する科目（別表第一号の作業場の作業環境について行う分析の技術を除く。）を除く全科目

十二 職業能力開発促進法第二十八条第一項の規定により職業能力開発促進法施行規則別表第十一条の免許職種の欄に掲げる化学分析科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者 労働衛生一般及び作業環境について行う分析に関する概論

十三 職業能力開発促進法第二十八条第一項の規定により職業能力開発促進法施行規則別表第十四条職業能力開発促進法施行規則別表第十五条特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和四十六年法律第七百七号）第八条に規定する公害防止管理者試験（騒音発生施設又は振動発生施設について選任すべき公害防止管理者に係るものと除く。）又は公害防止主任管理者試験に合格した者 作業環境について行う分析に関する概論

十四 職業能力開発促進法施行規則別表第十六条の三に掲げる検定職種のうち、化学分析に係る一級又は二級の技能検定に合格した者 作業環境について行う分析に関する概論

十五 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和四十六年法律第七百七号）第八条に規定する公害防止管理者試験（騒音発生施設又は振動発生施設について選任すべき公害防止管理者に係るものと除く。）又は公害防止主任管理者試験に合格した者 作業環境について行う分析に関する概論

十六 労働安全衛生法第七十二条第一項の規定により第一種衛生管理者免許又は衛生工学衛生管理者免許を受けた者で、それ五年以上又は三年以上労働衛生の実務に従事した経験を有し、かつ、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う労働衛生一般及び労働衛生関係法令に関する講習を修了したもの 労働衛生一般及び労働衛生関係法令

十七 労働安全衛生法第八十一条第二項に規定する労働衛生コンサルタント 労働衛生一般及び労働衛生関係法令

十八 労働安全衛生法第九十三条第一項の労働衛生専門官として三年以上その職務に従事した経験を有する者 労働衛生一般及び労働衛生関係法令

十九 労働安全衛生法第八十一条第二項に規定する労働衛生コンサルタント 労働衛生一般及び労働衛生関係法令

二十 試験に合格した者（第五条第一項第二号又は第三号の規定による認定を受けた者及び第五条の二に規定する者を含む。）分析の技術に関する科目を除く全科目

二十一 前条第一号から第四号までに掲げる科目的試験を受け、一部の科目について合格点を得た者（当該合格点を得た科目の試験の実績が二ヶ月の翌月の初めから起算して二年内に実施される試験を受ける者に限る。）当該合格点を得た科目

（登録）

二十二 前条第一号のいずれかに該当する者があるもの

に前二号のいずれかに該当する者があるもの

講習	科目	条件	令 法 係 関 生 衛	勞 働
口 第十七条第二号の講習又は同条第十六号の講習（以下「試験免除講習」という。）の業務を管理する者の氏名及び略歴ハ 試験免除講習の講師の氏名、略歴及び担当する試験免除講習の講師の氏名、略歴及び担當する試験免除講習の講習科目	イ 申請者が法人である場合は、その役員の氏名及び略歴	一 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者	一 学校教育法による大学又は高等専門学校を卒業した者（機構により学士の学位を授与された者若しくはこれと同等以上の学力有すると認められる者又は専門職大学前期課程を修了した者を含む。）であつて、その後三年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの	一 学校教育法による大学又は高等専門学校を卒業した者（機構により学士の学位を授与された者若しくはこれと同等以上の学力有すると認められる者又は専門職大学前期課程を修了した者を含む。）であつて、その後三年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの
二 試験免除講習の業務以外の業務を行つているときは、その業務の種類及び概要	五 次の事項を記載した書面	二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者	二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者	二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者
（欠格条項）	四 第十七条の四第一項各号の要件に適合していることを証するに足りる書面	三 申請者が次条各号の規定に該当しないことを説明した書面	三 申請者が個人である場合は、その住民票の写し	三 申請者が法人である場合は、その定款又は登記事項証明書
第十七条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。	一 申請者が法人である場合は、その役員の氏名及び略歴	二 申請者が次条各号の規定に該当しないことを説明した書面	二 申請者が個人である場合は、その住民票の写し	二 登録の申請をしようとする者は、登録試験免除講習機関登録申請書（様式第四号）に次の書類添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。
一 法又は労働安全衛生法（これらに基づく命令を含む。）の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けたことがなくなつた日から起算して二年を経過しない者	一 法又は労働安全衛生法（これらに基づく命令を含む。）の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けたことがなくなつた日から起算して二年を経過しない者	一 法又は労働安全衛生法（これらに基づく命令を含む。）の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けたことがなくなつた日から起算して二年を経過しない者	一 法又は労働安全衛生法（これらに基づく命令を含む。）の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けたことがなくなつた日から起算して二年を経過しない者	一 法又は労働安全衛生法（これらに基づく命令を含む。）の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けたことがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

二 第十七条の十三の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうち二十一前条第一号から第四号までに掲げる科目の試験を受け、一部の科目について合格点を得た者（当該合格点を得た科目の試験の実績が二ヶ月の翌月の初めから起算して二年内に実施される試験を受ける者に限る。）当該合格点を得た科目

（登録基準）

二十一前条第一号から第四号までに掲げる科目の試験を受け、一部の科目について合格点を得た者（当該合格点を得た科目の試験の実績が二ヶ月の翌月の初めから起算して二年内に実施される試験を受ける者に限る。）当該合格点を得た科目

（登録基準）

(公示)

第十七条の十六	厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報で告示しなければならない。
一 登録試験免除講習機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名又は、その代表者の氏名又は試験免講習の業務を行つた年月日	一 登録試験免除講習機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名又は、その代表者の氏名又は試験免講習の業務を行つた年月日
二 登録を取り消し、又は試験免除により登録は、その代表者の氏名又は試験免講習の業務の全部若しくは一部の停止を命じた年月日	二 登録を取り消し、又は試験免除により登録は、その代表者の氏名又は試験免講習の業務の全部若しくは一部の停止を命じた年月日
三 第十七条の規定により登録は、その代表者の氏名又は試験免講習の業務の全部若しくは一部を休止し、又は廃止する試験免除講習の業務の範囲	三 第十七条の規定により登録は、その代表者の氏名又は試験免講習の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する試験免除講習の業務の範囲
四 試験免除講習の業務の全部又は一部を休止しようとする場合にあつては、その代表者の氏名又は試験免講習の業務の全部若しくは一部の停止を命じた年月日	四 試験免除講習の業務の全部又は一部を休止しようとする場合にあつては、その代表者の氏名又は試験免講習の業務の全部若しくは一部の停止を命じた年月日

第十九条	試験を受けようとする者は、作業環境測定士試験受験申請書（様式第五号）に次に掲げる書面及び写真を添えて、法第二十条第一項に規定する試験事務（以下「試験事務」という。）を行う者に提出しなければならない。
一 法第十五条各号のいずれかに該当することを証する書面	一 法第十五条各号のいずれかに該当することを証する書面
二 試験の一部の免除を受けようとする者については、第十七条各号のいずれかに該当することを証する書面	二 試験の一部の免除を受けようとする者については、第十七条各号のいずれかに該当することを証する書面
三 前項の場合において試験事務を行う者が厚生労働大臣であるときは、試験を受けようとする者の住所を管轄する都道府県労働局長を経由して提出しなければならない。	三 前項の場合において試験事務を行う者が厚生労働大臣であるときは、試験を受けようとする者の住所を管轄する都道府県労働局長を経由して提出しなければならない。
（合格証）	（合格証）

第二十一条	合格証は、様式第六号による。 (合格証の再交付)
二	第一項の規定は、前項の規定による提出について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは、「第二十一条第一項」と読み替えるものとする。 (試験の細目)
第三款	講習
第二十二条	第十四条から前条までに定めるものほか、試験の科目の範囲、試験の時間その他の試験の実施について必要な細目は、厚生労働大臣が定める。
第二十三条	削除 (受講資格)

第三十二条	法第二十二条第二項の規定による届出をしようとする法第二十条第二項に規定する指定試験機関（以下「指定試験機関」という。）は、次の事項を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。
一	一 変更後の指定試験機関の名称若しくは住所又は試験事務を行う事務所の所在地
二	二 変更しようとする日
三	三 変更の理由
四	四 指定試験機関は、試験事務を行う事務所を新設し、又は廃止しようとするときは、次の事項を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。
五	五 新設し、又は廃止しようとする事務所の名称及び所在地
六	六 新設し、又は廃止しようとする事務所において試験事務を開始し、又は廃止しようとなればならない。
七	七 指定試験機関は、試験事務を行う事務所の名称を変更したときは、速やかに、変更後の事務

規定及び第七条の規定にかかわらず、作業環境測定士登録申請書に令附則第四条第一項の規定により作業環境測定士となる資格を有する者であることを証する書面を添えて、その者の住所を管轄する都道府県労働基準局長を経由して労働大臣に提出しなければならない。

令附則第四条第一項の規定により作業環境測定士となる資格を有することとされた者で、法第七条の登録を受けたものは、昭和五十二年七月三十一日までに試験に合格したときは、遅滞なく、その旨を、書面により、その者の住所を管轄する都道府県労働基準局長を経由して労働大臣に届け出なければならない。

前項の規定による届出を行う場合には、合格証を同項に規定する都道府県労働基準局長に提示しなければならない。

令附則第四条第一項の規定により作業環境測定士となる資格を有することとされた者で、法第七条の登録を受けたものは、令附則第四条第三項の規定により当該登録がその効力を失つたときは、遅滞なく、第八条に規定する登録証をその者の住所を管轄する都道府県労働基準局長を経由して労働大臣に返納し、又は記載事項の書換えを受けるために提出しなければならない。

第四条 令附則第三条又は第四条第一項の規定により作業環境測定士となる資格を有することとされた者で、法第七条の登録を受けたものは、昭和五十三年七月三十一日までに講習を修了したときは、遅滞なく、その旨を、書面により、その者の住所を管轄する都道府県労働基準局長を経由して労働大臣に届け出なければならない。

前項の規定による届出を行う場合には、講習修了証を同項に規定する都道府県労働基準局長に提示しなければならない。

令附則第三条又は第四条第一項の規定により作業環境測定士となる資格を有することとされた者で、法第七条の登録を受けたものは、令附則第五条の規定により当該登録がその効力を失つたときは、遅滞なく、第八条に規定する登録証をその者の住所を管轄する都道府県労働基準局長を経由して労働大臣に返納し、又は記載事項の書換えを受けるために提出しなければならない。

第五条 昭和五十年八月一日において現に計量法第一百六十条の規定により環境計量士の登録を受けない。

規定期定にかかわらず、作業環境測定士登録申請書に令附則第四条第一項の規定により作業環境測定士となる資格を有する者であることを証する書面を添えて、その者の住所を管轄する都道府県労働基準局長を経由して労働大臣に提出しなければならない。

令附則第四条第一項の規定により作業環境測定士となる資格を有することとされた者で、法第七条の登録を受けたものは、昭和五十二年七月三十一日までに試験に合格したときは、遅滞なく、その旨を、書面により、その者の住所を管轄する都道府県労働基準局長を経由して労働大臣に届け出なければならない。

前項の規定による届出を行う場合には、合格証を同項に規定する都道府県労働基準局長に提示しなければならない。

令附則第四条第一項の規定により作業環境測定士となる資格を有することとされた者で、法第七条の登録を受けたものは、令附則第四条第三項の規定により当該登録がその効力を失つたときは、遅滞なく、第八条に規定する登録証をその者の住所を管轄する都道府県労働基準局長を経由して労働大臣に返納し、又は記載事項の書換えを受けるために提出しなければならない。

第四条 令附則第三条又は第四条第一項の規定により作業環境測定士となる資格を有することとされた者で、法第七条の登録を受けたものは、昭和五十三年七月三十一日までに講習を修了したときは、遅滞なく、その旨を、書面により、その者の住所を管轄する都道府県労働基準局長を経由して労働大臣に届け出なければならない。

前項の規定による届出を行う場合には、講習修了証を同項に規定する都道府県労働基準局長に提示しなければならない。

令附則第三条又は第四条第一項の規定により作業環境測定士となる資格を有することとされた者で、法第七条の登録を受けたものは、令附則第五条の規定により当該登録がその効力を失つたときは、遅滞なく、第八条に規定する登録証をその者の住所を管轄する都道府県労働基準局長を経由して労働大臣に届け出なければならない。

けている者で、計量法第二百二十三条の規定により計量法施行規則第三十六条第六号の事業に係る登録を受けている者が行う計量証明の業務に従事し、かつ作業環境測定の業務に従事しているものに対しては、昭和五十二年七月三十一日までの間、第一種試験及び第二種試験の科目のうち、別表第二号の作業場の作業環境について行う分析の技術を除く全科目を免除する。

附則 (昭和五十一年九月三十日労働省令第一号) (施行期日) 第一条 この省令は、昭和五十一年十月一日から施行する。

附則 (昭和五一年九月三十日労働省令第二号) (施行期日) 第二条 この省令は、昭和五一年一月二四日労働省令第一号) (施行期日) 第三条 この省令の施行前にした改正前の作業環境測定法施行規則(以下「旧規則」という。)様式第三号による作業環境測定士登録証書換申請書、旧規則様式第四号による作業環境測定士登録証再交付申請書、旧規則様式第十八号による作業環境測定機関登録証書換申請書及び旧規則様式第十九号による作業環境測定機関登録証再交付申請書は、それぞれ、改正後の作業環境測定法施行規則(以下「新規則」という。)様式第三号による作業環境測定士登録証書換申請書、同様式による作業環境測定士登録証再交付申請書、新規則様式第十八号による作業環境測定機関登録証書換申請書及び同様式による作業環境測定機関登録証再交付申請書とみなす。

新規則第九条第一項又は第二項の規定による作業環境測定士登録証書換申請書、新規則第十一条第一項の規定による作業環境測定士登録証再交付申請書、新規則第五十六条第一項又は第二項の規定による作業環境測定機関登録証書換申請書及び新規則第五十七条第一項の規定による作業環境測定士登録証再交付申請書は、当分の間、なお従前の様式によることができる。

附則 (昭和五八年一二月二六日労働省令第一号) (施行期日) 第一条 この省令は、昭和六十三年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附則 (昭和五九年三月二七日労働省令第一号) (施行期日) 第一条 この省令の改正規定(改正後の同項第一条)この省令は、昭和六十三年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附則 (昭和五九年三月二七日労働省令第一号) (施行期日) 第二条 第七条第一項の改正規定(改正後の同項第二条)この省令に係る部分に限る。)、第十二条の改正規定(第六十九条の改正規定、別表第四の改正規定、第六十九条の改正規定並びに附則第三条、第六条及び第七条の規定)昭和六十四年十月一日(罰則に関する経過措置)

附則 (昭和六三年九月一日労働省令第一号) (施行期日) 第一条 この省令は、昭和六十年十月一日から施行する。

附則 (昭和五四年四月二十五日労働省令第一号) (施行期日) 第一条 この省令は、昭和五十三年九月一日から施行する。

附則 (昭和五四年四月二十五日労働省令第一号) (施行期日) 第二条 この省令は、昭和五十三年十月一日から施行する。

附則 (昭和五四年四月二十五日労働省令第一号) (施行期日) 第一条 この省令は、昭和五十四年十月一日から施行する。

附則 (昭和五五年九月一八日労働省令第一号) (施行期日) 第一条 この省令は、昭和五十五年九月一八日から施行する。

附則 (昭和五五年九月一八日労働省令第一号) (施行期日) 第二条 この省令は、昭和五十五年九月一八日から施行する。

附則 (昭和五六年九月三〇日労働省令第一号) (施行期日) 第一条 この省令は、昭和五十六年九月三〇日から施行する。

附則 (昭和五六年九月三〇日労働省令第一号) (施行期日) 第二条 この省令は、昭和五十六年十月一日から施行する。

附則 (昭和五七年九月二日労働省令第一号) (施行期日) 第一条 この省令は、昭和五七年九月二日から施行する。

附則 (昭和五七年九月二日労働省令第一号) (施行期日) 第二条 この省令は、昭和五七年九月二日から施行する。

附則 (昭和五八年一二月二六日労働省令第一号) (施行期日) 第一条 この省令は、昭和五八年一二月二六日から施行する。

附則 (昭和五九年三月二七日労働省令第一号) (施行期日) 第一条 この省令は、昭和五九年三月二七日から施行する。

附則 (昭和五九年三月二七日労働省令第一号) (施行期日) 第二条 この省令の施行前にした行為及び附則第二条の規定によりなお従前の例によることとする事項に係るこの省令の施行後にして行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (昭和六三年九月一日労働省令第一号) (施行期日) 第一条 この省令は、昭和六十三年十月一日から施行する。ただし、第一条中第二十八条第一項の改正規定及び第四条の規定は、昭和六十五年四月一日から施行する。

附則 (平成元年七月一二日労働省令第一号) (施行期日) 第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成三年一月二七日労働省令第三〇号）	第一 この省令は、平成四年一月一日から施行する。ただし、第十七条に一号を加える改正規定は、平成四年十一月一日から施行する。	第二 改正後の作業環境測定法施行規則第十七条第二十四号の規定は、第十七条に一号を加える改正規定の施行後に行われた作業環境測定法施行規則第十六条第一号から第四号までに掲げる科目的法第五条の作業環境測定士試験を受け、一部の科目について合格点を得た者について適用する。
附則（平成五年二月一二日労働省令第一号）抄	（施行期日） 第一条 この省令は、平成五年四月一日から施行する。	（施行期日） 第一条 この省令は、平成五年二月一二日労働省令第一号の施行の日（平成五年四月一日）から施行する。
附則（平成六年一月一〇日労働省令第十八号）抄	（施行期日） この省令は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日（平成六年十月一日）から施行する。	（施行期日） 第一条 この省令は、平成五年四月一日から施行する。
附則（平成六年九月二九日労働省令第十五号）抄	（施行期日） この省令は、公布の日から施行する。	（施行期日） 第一条 この省令は、平成五年二月一二日労働省令第一号の施行の日（平成六年十月一日）から施行する。
附則（平成六年一月一〇日労働省令第十九号）抄	（施行期日） この省令は、公布の日から施行する。	（施行期日） 第一条 この省令は、平成五年二月一二日労働省令第一号の施行の日（平成六年十月一日）から施行する。
附則（平成一一年一月一七日労働省令第四三号）抄	（施行期日） この省令は、平成十一年十一月二十日から施行する。	（施行期日） 第一条 この省令は、平成十一年十一月二十日から施行する。
附則（平成一一年一月三一日労働省令第二号）抄	（施行期日） この省令は、平成十二年四月一日から施行する。	（施行期日） 第一条 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。
附則（平成一三年一月一六日厚生労働省令第二二号）抄	（施行期日） この省令は、平成十三年十月一日から施行する。	（施行期日） 第一条 この省令は、平成十三年十月一日から施行する。
附則（平成一五年三月二〇日厚生労働省令第三九号）抄	（施行期日） この省令は、平成十五年三月二十四日から施行する。	（施行期日） 第一条 この省令は、平成十五年三月二十四日から施行する。
附則（平成一五年二月一九日厚生労働省令第一七五号）抄	（施行期日） この省令は、平成十六年三月三十一日から施行する。	（施行期日） 第一条 この省令は、平成十六年三月三十一日から施行する。
附則（平成一六年三月三一日労働省令第一六号）抄	（施行期日） この省令は、平成十二年四月一日から施行す	（施行期日） 第一条 この省令は、平成十六年三月三十一日から施行する。
附則（平成一七年一〇月三一日労働省令第四一号）抄	（施行期日） この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。	（施行期日） 第一条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

ぞれ同表の下欄に掲げる講習、研修、実習又は科目を修了した者とみなす。

等に係る工事の項第一号掲げる機械等に係る工事の項第一号の研修

第一条 この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。
(施行期日)

等に係る工事の項第一号掲げる機械等に係る工事の項第一号の研修

第一条 この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。
(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十五年四月一日から

(罰則に関する経過措置)

第二条 この省令の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

施行する。

附 則 (平成二五年四月一一日厚生労働省令第五七号) 抄 (施行期日)

第一条 この省令は、平成二十五年七月一日から施行する。

附 則 (平成二五年七月八日厚生労働省令第八九号)

(施行期日)

第一条 この省令は、原子力規制委員会設置法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(平成二十五年七月八日)から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二六年三月三一日厚生労働省令第四二号) 抄 (施行期日)

第一条 この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成二七年四月一五日厚生労働省令第九四号) 抄 (施行期日)

第一条 この省令は、平成二十七年六月一日から施行する。

附 則 (平成二七年九月一七日厚生労働省令第一四一号) 抄 (施行期日)

第一条 この省令は、平成二十七年十一月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第十条 この省令の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二七年一二月二八日厚生労働省令第一七五号) 抄 (施行期日)

第一条 この省令は、勤労青少年年福祉法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第七十二号)の施行による。施行する。

様式第二号（第八条関係）

様式第3号（第9条、第10条関係）

様式第1号(第9条、第10条図)		書類 郵便 中請書	登記簿 (印しては なりません)
作業規則測定士特許 再交付			
登録番号		年月日	年月日
(ふりがな) 氏名		新規番号()	電話()
面 相			
著換文は再交付の 理由			
変更内容		変更前	変更後

年 月 日 申請者
厚生労働大臣

第2回定期検査

第3回定期検査

第4回定期検査

第5回定期検査

第6回定期検査

第7回定期検査

第8回定期検査

第9回定期検査

第10回定期検査

第11回定期検査

第12回定期検査

第13回定期検査

第14回定期検査

第15回定期検査

第16回定期検査

第17回定期検査

第18回定期検査

第19回定期検査

第20回定期検査

第21回定期検査

第22回定期検査

第23回定期検査

第24回定期検査

第25回定期検査

第26回定期検査

第27回定期検査

第28回定期検査

第29回定期検査

第30回定期検査

第31回定期検査

第32回定期検査

第33回定期検査

第34回定期検査

第35回定期検査

第36回定期検査

第37回定期検査

第38回定期検査

第39回定期検査

第40回定期検査

第41回定期検査

第42回定期検査

第43回定期検査

第44回定期検査

第45回定期検査

第46回定期検査

第47回定期検査

第48回定期検査

第49回定期検査

第50回定期検査

第51回定期検査

第52回定期検査

第53回定期検査

第54回定期検査

第55回定期検査

第56回定期検査

第57回定期検査

第58回定期検査

第59回定期検査

第60回定期検査

第61回定期検査

第62回定期検査

第63回定期検査

第64回定期検査

第65回定期検査

第66回定期検査

第67回定期検査

第68回定期検査

第69回定期検査

第70回定期検査

第71回定期検査

第72回定期検査

第73回定期検査

第74回定期検査

第75回定期検査

第76回定期検査

第77回定期検査

第78回定期検査

第79回定期検査

第80回定期検査

第81回定期検査

第82回定期検査

第83回定期検査

第84回定期検査

第85回定期検査

第86回定期検査

第87回定期検査

第88回定期検査

第89回定期検査

第90回定期検査

第91回定期検査

第92回定期検査

第93回定期検査

第94回定期検査

第95回定期検査

第96回定期検査

第97回定期検査

第98回定期検査

第99回定期検査

第100回定期検査

(2) 作業権の種別、個人サンプリング法の実施の有無又は作業権測定を行なうこと、並びに該事業者の種別の収容による書類替えの申請の場合は、その他の該事業者の内訳を記すこと。

北区立又は北区外の施設の要する者による書類の申請には、登録証及び書類替えの理由を記する書類を併せて持すること。

② 医療法人の申込書類以外の要換の書類の提出場合には、登録証を添付し、かゝる登録料及び登録料(医療費算定書)を算定料額5割又は各号に該当する者に基づいては(代引き不可)手渡すことを。

③ 登録料の算出に際しては、申請の場所に登録料を、登録料の減免による再交付の申請の場所に代りに登録料を算出する旨を明記しておこなふことを。

様式第3号の2（第56条の2関係）

様式第4号（第17条の2関係）

様式第4号の2（第17条の6関係）

様式第4号の3（第17条の6関係）

1. 令嬢が小敷生法則しくは作業権規定期定次はこれらに基づく命令の規定に違反して、罰金以上の罰金に処せられ、その執行を命ぜり。又は執行を受けることがなくなった場合か
らは、

2. 令嬢が基準に達せられなかつたことを常に上級者に報告せしめられ、その取消しのほかに
起算して2年半を超過しない等

3. 本人、その親等を行う業務のうちで上記に該当する者である

年月日

原生労働大臣 聞

都道府県労働局長

備考

1. 事務の内容が法令を遵守する義務を負う事務に該当すること、もし、事務がな
どに該当する場合は該当の事務に該当する場合は、遵守の義務に該当すること。

2. 令嬢は、本職の営利について、(1)個人は、個人タクシングの営利の営利について、
(2)個人は、作業権規定期定を行うことができる作業の営利について、(3)個人は、被承認者
に関する営利の営利について、該当する事項について記入すること。

3. 令嬢の場合は、本職の営利を除する営利を記入すること。

様式第4号(第17条の2関係)

姓	名	性別	年	月	日
原生	労働	大	正	月	日
都道	府	県	正	月	日
労働	局	長	正	月	日
監査	官	員	正	月	日

申請者

備考

1. 登録番号及び登録年月日の欄は、登録の更新を行う場合に限り、記入すること。

2. この申請書に記載されない事項については、別紙に記載して添付すること。

様式第4号(第17条の6関係)

実施計画提出書	
姓	名
原生	労働
都道	府
府	県
労働	局
監査	官
員	員

原生労働大臣 聞

提出者

備考

この提出書に記載されない事項については、別紙に記載して添付すること。

様式第4号(第17条の6関係)

姓	名	性別	年	月	日
原生	労働	大	正	月	日
都道	府	県	正	月	日
労働	局	長	正	月	日
監査	官	員	正	月	日
員	員	員	正	月	日

原生労働大臣 聞

提出者

備考

この提出書に記載されない事項については、別紙に記載して添付すること。

様式第4号(4)(17条の6関係)	試験免除登録簿
署名	(ふりがな) 氏名
	年月日生
住所	第2号 第16号
あなたは、年月日には上記作業規則第17条に 従事するため、労働衛生監視員として登録を了したことを記します。	
年月日	
登録免除登録簿登録 代表者 氏名	

様式第4号(第17条の関係)	
試験官除名審査実施報告書	
姓 名	番 号
被審査者の氏名は表記及び提出人について、その本籍地の名称。	
事 業 所 の 名 称 及 び 其 の 地 理 的 的 的 性 質	電 話 (内 線 番 号)
本業種現況実況並に規制監視監督 年次登録(は)は該業種16の登録の年。	
業 施 設 の 名 称 及 び 其 の 地 理 的 的 性 質	日 期
業 施 設 の 名 称 及 び 其 の 地 理 的 的 性 質	受 講 者 数
終 了 者 数	

様式第4号(第17条の関係)	
登録権取扱説明書登録事項変更出書	
登録番号	
前出の登録番号又は名称及び住所に入 ておこる、その代りの登録番号	
登録者の住所	電話()
変更登録	前
変更登録	後
変更しようとする申請日	
変更登録	の理由
年月日	

様式第4号の7(第12条の別紙)		事業規程提出書
登録番号		
提出者の氏名又は名称		
提出者の住所		
業務開始予定期限		
年月日		
	提出者	
厚生労働省		

様式第4号の(17)項(備註)	
申 請 者 姓 名	被 稽 查 申 請 者
提出者の氏名又は名称	
提 出 者 の 住 所	電話()
変 更 前	
変 更 後	
変更しようとする年月日	
変 更 の 理 由	
年 月 日	

原生労働大臣 殿
参考 この提出書に記載しきれない事項については、別紙に記載して添付すること。

様式第4号の(1)第17条の範囲)	
証明免除登録登記書類依頼上三書	
1 姓 種 事 号	
2 届出者の氏名又は名称	
3 届 出 の 住 所	電話()
4 (休止・廃止)しようとする業 種の名称	
5 (休止・廃止)の期日	
6 (休止・廃止)の場 所	
7 (休止・廃止)の理由	
8 年 月 日	

厚生労働大臣 殿
敬考

種別(第19回開幕)(画面)
参考

- ① 著者(元)が新規登録を行う場合には申請者の住所を管轄する都道府県労働局に経営主登録と同時に提出すること。この場合においては、新規に当たる場合の法人登記の届出人登録欄に記入されること。
また、既存に、登録番号、住所、登記番号を入力し、登録番号を削除すること。
- ② 登記登録の場合は、新規登録の場合は、当該登記認定欄に選択すること。
ただし、当該登記認定欄の新規登録時刻が「めざまし」という手順を削除し、列入登録にならない。
- ③ 「選択(複数)」欄は、該当する番号を複数選択する。
- ④ 「登記登録」欄は、該当する登記登録方法を選択する。
- ⑤ 登記登録した場合に、登記番号を入力することによって登記を受ける。
- ⑥ 登記登録は2回以上登記登録したときに、登記番号、登記日、登記料、登記料(タクシメット)等は同一である。その他の項目を入力し、登記することになる。見付には、見付してはいる。

$\tau_{\mu V} \rightarrow \tau_{\mu V}$

郵便はがき

様式第六号（第二十条関係）

様式第7号（第21条関係）

様式第8号（第26条、第69条関係）

様式表(第1号)(略)		個人用 申請書(略) （印を捺す）	
作業規定期検査試験結果交付申請書			
合規証番号		合規証登録年月日	
氏名 (ふりがな) 姓 名		生年月日 西暦 年 月 日	
登録会員登録番号		電話番号	
登録住所		郵便番号	
合規化実績			
1 第一構造物登録止上部			
2 第二構造物登録止上部			
3 第三構造物登録止上部			
合規化実績 （登録止上部）			
別紙第1の各項の登録止上部構造物についての合規化実績 （登録止上部）			
別紙第2の各項の登録止上部構造物についての合規化実績 （登録止上部）			
別紙第3の各項の登録止上部構造物についての合規化実績 （登録止上部）			
別紙第4の各項の登録止上部構造物についての合規化実績 （登録止上部）			
合規化実績 （登録止上部）			
再登録受け付 き方の登録番号		1 合規化登録番号 2 登録止上部番号	
以上に記載した登録番号の内容を受け付けております。			

年 月 日

厚生労働大臣
吉田就醫機関

1. 厚生労働省が扶助手数料を行っている場合には申請者の住所を管轄する都道府県労働局を経てして「厚生労働省に提出すること」、この場合については、手数料に相当する「印紙の代役入金額」として提出すること。

2. 指定扶助手数料が扶助手数料を行っている場合には、当該扶助手数料に提出すること。この場合は、扶助手数料の規定による「扶助手数料の規定額の10%」の手数料を計り、印紙の代役入金額とすること。

3. 離婚・離縁の場合は、「印紙の代役入金額」で囲うこと。

4. 銀座は、「印紙に記入して」印紙に捺した申請者の捺印を囲うこと。

5. 合併等の事由によって完全な申請の場合は、合併を認めたこと。

6. 合併等の事由によって不完全な申請の場合は、「その事由を記した箇所を認める」と記すこと。

丁、社、材、書、類

年　月　日

此名

都道府県公職員
見習養育機関

備考

- 1 郡宮中「漢習」及び「研修」は、いずれも供する文字を〇で囲むこと。
- 2 都道府県公職員に行なう教育又は研修に就く場合は、都道府県公職員の印と、□印の二つあること。この跡は、その跡の上に、系譜用・相続用の個人記入欄の個人記入欄に記入する。

- 3 登録審査部門が「該文書は登録申請書」に申し立てた場合には、当該登録審査部門に提出すること。この場合にあっては、当該登録審査部門の審査手続に従うとともに、手数料を納付し、入金確認はしないこと。
- 4 例題1、対象使用人に氏本又は通称で登録記の登録の旨を示すと明記すること。併記を希望する場合には、併記を希望する氏本又は通称を記入すること。
- 5 例題2及び例題3、該当事項を「□」で囲むこと。ただし、「□」の2つについては、開設の及びその方の連絡者又は同様の開設の連絡者を受取ったときに記入連絡ができる。
- 6 例題及び例題は、研修を受けようとする者は記入しないこと。

樣式第九号（第二十七条關係）

様式第10号（第28条、第69条関係）

様式第11号（第40条関係）

様式表第2号(第2名、専用欄)		捺印用紙		
作業規則提出書				捺印記
捺印記				（捺印用紙に記入する場合は、この欄に記入）
② 挽了組番号 ふりがな 氏名		③ 作業規則提出書に記入した内容の確認用印 （いずれか一つに印を打て） 詳文を参照する □ なし □ あり		
④ 作業規則提出書の提出年月日 提出年月日 提出年月日		⑤ 作業規則提出書の提出年月日 提出年月日 提出年月日		
⑥ お問い合わせ用 連絡用				
⑦ 受取した項目 受取年月日				
受取年月日		⑧ 既存の問題 （複数回答可）		
受取年月日		1 作業規則提出書の書類のデザイン及びオーバーライドの変更（個人や会社のロゴ等） 2 作業規則提出書の書類のデザイン及びオーバーライドの変更（個人や会社のロゴ等） 3 作業規則提出書の書類のデザイン及びオーバーライドの変更（個人や会社のロゴ等） 4 作業規則提出書の書類のデザイン及びオーバーライドの変更（個人や会社のロゴ等） 5 作業規則提出書の書類のデザイン及びオーバーライドの変更（個人や会社のロゴ等） 6 作業規則提出書の書類のデザイン及びオーバーライドの変更（個人や会社のロゴ等） 7 作業規則提出書の書類のデザイン及びオーバーライドの変更（個人や会社のロゴ等） 8 作業規則提出書の書類のデザイン及びオーバーライドの変更（個人や会社のロゴ等） 9 作業規則提出書の書類のデザイン及びオーバーライドの変更（個人や会社のロゴ等） 10 作業規則提出書の書類のデザイン及びオーバーライドの変更（個人や会社のロゴ等）		

- 3 登録講習機関に提出する場合には、当該登録講習機関の兼従規程に定めるとおりに上り、手数料を納め、又は入門料を支払うこと。
- 4 ③欄に、書類を用いた氏名又は筆記の希望の有無を○で囲むこと。併記を希望する場合には、併記する希望の氏名又は筆記を記入すること。
- 5 応募は、「第一種」及び「第二種」のうち、いずれか該当する文字を○で囲むこと。
- 6 ⑦欄は、該当する番号に○で囲むこと。
- 7 入学前の損傷による再交付の申請の場合は、交付料を添付すること。
- 8 修了前の損傷による再交付の申請の場合は、その参考を記載した書面を添付すること。

試験第11号(第40条関係)		試験結果	
		試験結果	試験結果
合計	第一種被験者 審査員数 又は試験員 又は監査員 数	第二種被験者 審査員数 又は試験員 又は監査員 数	第三種被験者 審査員数 又は試験員 又は監査員 数
受験者数			
登録者数			
試験者数			
合格者数			
不格者数			
棄権者数	-	-	-

参考 合格者の氏名、生年月日、住所、合格証の番号、合った試験の第1種試験は
第2種試験の別及び第一種作業規範検定士試験に合格した者については、選択した
分析の性質に随する項目を記載した合格者一覧を封筒すること。

様式第12号（第44条関係）

様式第12号の2（第45条の2関係）

様式第13号（第46条関係）

様式第14号（第48条関係）

中請者

厚生労働大臣 聞
都道府県労働局長

備考

- 1 授業又は研修を実施する場所を管轄する都道府県労働局長は、該場所に研修を実施する場所が北上以北の都道府県労働局の管轄区域に位置する場合は、北上労働局に提出すること。
- 2 登録の申請を行う場合には、登録免許証を領印に附し、その旨を記入すること。
- 3 登録の更新の申請を行う場合には、手数料に相当する額の小銭を交付すること。
- 4 ①及び②に隣接して、隣接の更新を行う場合に限り、登録すること。
- 5 構造圖は、該構造の形状等の項目で記すこと。

株式会社Kの(原45条の届出)	
普通股賃貸専用契約登記出資書	
第 一 業 務 協	
同様の業者又は本支店 若しくは人会社は、その 代表者の氏名	
第 二 者 の 住 所	電話()
第 三 者 の 住 所	
第 四 者 の 住 所	
第 五 者 の 住 所	
契約をうちする期日	
契約の標品	

山口県
厚生労働大臣 段
都道府県労働局長 段
榜題
1. 厚生労働大臣の登録を受けた登録講習機関にあっては厚生労働大臣は、都道府県労働局長の登録を受けた登録講習機関にあっては当該都道府県労働局長に提出すること。
2. 法人の代表者の氏名を変更する場合にあっては、変更後の代表者の略称を記載して部付すること。
3. この規則に記載しきれない事項については、別紙に記載して部付すること。

原生労働大臣 殿
都道府県労働局長

厚生労働大臣
都道府県労働局長

様式第16号（第53条関係）

取扱い規約(取扱い規約)		収入回数 回数(月)について	
作業実績定期開拓申込書			
販路区分又は販路別	申込人(ふりがな)又は、その会社名(ふりがな)	申込者(ふりがな)又は、その会社名(ふりがな)	年 月 日
① 在	販路別(ふりがな)	業種(業態)(ふりがな)	業種(業態)(ふりがな)
② 製品(製品名)(ふりがな)	年	年	年
③ 営業実績(年次)(ふりがな)	前年	前年	前年
④ 行動規範(行動規範の内容)(ふりがな)	第1回の行動規範	第2回の行動規範	第3回の行動規範
⑤ 申込方法(ふりがな)	申込書(書類)	申込書(書類)	申込書(書類)
⑥ その他新規開拓までの意図(ふりがな)	新規開拓までの意図	新規開拓までの意図	新規開拓までの意図
⑦ 第一報酬(第一報酬の額度)(ふりがな)	第一報酬(第一報酬の額度)	第一報酬(第一報酬の額度)	第一報酬(第一報酬の額度)
⑧ 第二報酬(第二報酬の額度)(ふりがな)	第二報酬(第二報酬の額度)	第二報酬(第二報酬の額度)	第二報酬(第二報酬の額度)
⑨ 併用報酬(併用報酬の額度)(ふりがな)	併用報酬(併用報酬の額度)	併用報酬(併用報酬の額度)	併用報酬(併用報酬の額度)
⑩ その他(新規開拓の申請)			

This image shows a formal letter template in Japanese, consisting of a header, body, and footer sections.

業種番号(第16条、第17条欄)	
作業規程測定機関世帯名 郵便番号	
(左記欄に記入する場合)	
業種番号	
凡て又は本業及び他の業 又はその他の業の兼業者 の業種番号	
名前	新規番号()
	電話()
書類又は文書交付の 理由	
作業場の種類の変更 内容	
是	是
否	否

令2号(第38号関係)	
作業規定期定開催間隔検査基準提出書	
作業規定期定開催間隔 名義	
信 手	施設番号()
	電話()
個人セイフティマニュアルの 有無	
有 無	
作業規定期定開催に付随する 各申請書類の提出状況	
1 第1号の作業規 2 第2号の作業規 3 第3号の作業規 4 第4号の作業規 5 第5号の作業規	
基準規定期定開催	
年 月 日	

年月日

原生労働大臣 殿
都道府県労働局長 殿

尾出香

考

① 原生労働大臣の旨記録を受けた作業規則規定機関にあっては原生労働大臣は、都道府県労働局長の旨記録を受けた作業規則規定機関にあっては当該都道府県労働局長に提出すること。

② ③は個人シンプリング法の実施の有無について、該当する文字□に○で記入すること。

様式第十七号（第五十五条関係）

様式第18号（第56条、第57条関係）

~~様式第19号 削除
様式第20号 (第58条関係)~~

様式第2号(第60条基準)	
著作権登録局監修専用便函及更正書	
著作権登録記載欄の修正	
著者登録番号() 姓 氏 電話()	
変更の内容	
変更した日 令和 年 月 日	
変更の理由	

谷田 年 月 日
届出者
厚生労働大臣
都道府県労働局長
備考 厚生労働大臣の登録を受けた作業規従測定機関にあつては厚生労働大臣に、都道府県労働局長の登録を受けた作業規従測定機関にあつては当該都道府県労働局長に提出すること。

单 份	合用单份或双份的单份
已用	未用
年 月 日	年 月 日
单份	合用单份或双份的单份
已用	未用
年 月 日	年 月 日